

令和四年三月二十八日付け広島県報（定期）第二十四号に登載の広島県告示第二百四十四号（漁業の制限措置及び申請期間等）別冊の一部を次のように訂正する。

農林水産局水産課長

一三	ページ		
二四	行		
期間		正	
機関			誤